



金 沢 市 公 報

号外第9号の5

平成31年(2019年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (市街地再生課) 10
○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則 (財 政 課)	1	○金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅政策課) 11
○金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	7	○金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 11
○金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境指導課)	8	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (") 12
○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (緑と花の課)	8	○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (") 12
○金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (歴史都市推進課)	8	○金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則を廃止する規則 (労働政策課) 12

規 則

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則(昭和31年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「2,000円」を「2,030円」に、「970円」を「990円」に、「600円」を「610円」に改め、別表第2号の表中「930円」を「960円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「7,850円」を「8,000円」に、「2,500円」を「2,560円」に、「6,280円」を「6,400円」に、「12,570円」を「12,810円」に、「730円」を「740円」に、「1,250円」を「1,280円」に、「2,300円」を「2,340円」に改め、同表の備考第2項中「1,030円」を「1,060円」に改める。

(金沢市公報規則の一部改正)

第2条 金沢市公報規則(昭和50年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「14,914円」を「15,190円」に改める。

(金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則(昭和57年規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「640円」を「660円」に改める。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則)

第4条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の3その1の備考中「9,700円」を「9,900円」に改め、同様式その2の備考中「5,600円」を「5,700円」に改める。

(金沢市営住宅条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市営住宅条例施行規則(平成9年規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,950円」を「1,990円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,330円」を「1,360円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「1,740円」を「1,780円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,440円」を「1,460円」に改める。

(金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成14年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第25条中「7,710円」を「7,850円」に改める。

(ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部改正)

第7条 ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則(平成16年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「820円」を「830円」に改める。

(金沢21世紀美術館条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「510円」を「520円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

別表第4中「10,280円」を「10,470円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

(金沢市芸術文化ホール条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢市芸術文化ホール条例施行規則(平成23年規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

種別	品 名	構造、性能等	単位	額	摘 要	
照明 設備	花道フット・ライト	ハロゲン85ワット×24灯	1列	440円		
	フット・ライト	ハロゲン85ワット×84灯	1列	1,100円		
	ボーダー・ライト	ハロゲン130ワット×90灯	1列	1,210円		
	アッパーホリゾン・ライト	ハロゲン300ワット×72灯	1列	4,180円		
	ローアホリゾン・ライト	ハロゲン300ワット×80灯	1列	3,630円		
	ストリップ・ライト	ハロゲン100ワット×12灯	1本	550円		
	スポット・ライト	500ワット		1台	220円	
		ハロゲン1,000ワット		1台	385円	
		ハロゲン1,500ワット		1台	550円	
	シーリング・ライト	ハロゲン1,500ワット×6台	1組	1,980円		
	トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,530円		
	クセノンランプ・ピンスポット・ライト	3,000ワット	1台	3,300円		
	ピン・カッター	ハロゲン1,000ワット	1台	550円		
	マシン・スポット・ライト	ハロゲン1,000ワット	1台	550円		
	エフェクト・マシン		1台	880円	先玉1個及び デスク1枚を 含む。	
	オーロラ・マシン		1台	880円		
	芯なし・マシン		1台	880円		
	ミラーボール		1台	880円		
	先玉		1個	165円		
	各種デスク		1枚	165円		
	星球		1組	550円		
	波のエフェクト		一式	1,100円		
	マルチ・ストロボ		一式	1,100円		
スライド・キャリア		一式	550円			
持込み器具		1キロワット又はその端数ごとに	1台	220円		

映写 設備	ホール・スクリーン	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,300円		
	大集会室スクリーン	3.7メートル×2.75メートル	1枚	330円		
	液晶ビデオプロジェクター	会議室用		一式	4,400円	可搬式
ホール用			一式	11,000円	可搬式	
ホール音 響設 備	拡声装置		一式	4,400円	マイクロホン 1個を含む。	
	マイクロホン	コンデンサー型	1個	1,100円	電池を含む。	
		ダイナミック型	1個	660円		
	ワイヤレス・マイクロホン	UHF 6チャンネル	1チャンネル	3,300円	マイクロホン 1個を含む。	
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,200円		
	エレベーター・マイクロホン装置	電動式3基	1基	1,100円		
	マイクロホン・スタンド		1台	220円		
	録音再生機器	録音		1台	3,300円	
		再生		1台	2,200円	
	エコー・ユニット		1台	3,300円		
	移動用調整卓		1台	2,200円		
	効果用スピーカー	ステージ用		1台	1,320円	
ハネ返り用			1台	660円		
持込み音響装置		一式	5,500円			
大集 会室 音響 設備	拡声装置		一式	1,100円		
	マイクロホン	ダイナミック型	1個	660円	スタンドを含 む。	
	ワイヤレス・マイクロホン	ハンド型	1チャンネル	1,100円	マイクロホン を含む。	
	録音再生機器		1台	1,100円		
ピア ノ	ピアノ(1)	フルコン外国製	1台	16,500円	調律料を含ま ない。	
	ピアノ(2)	フルコン外国製	1台	11,000円		
	ピアノ(3)	フルコン日本製	1台	6,600円		
	ピアノ(4)	セミコン日本製	1台	6,600円		
舞台 設備	所作台		一式	7,700円		
	平台		1枚	330円	足を含む。	
	ひもせん	2.4メートル×10.9メートル	1枚	330円		
		2.4メートル×12.7メートル	1枚	330円		
	びょうぶ	2.7メートル6ツ折	1双	2,200円		
	音響反射板	ダウンライト(ハロゲン300ワット48灯)を含む。	一式	8,800円		
	オーケストラ・ピット迫り	2分割式	一式	11,000円		
	仮設花道	下手	一式	3,300円		
	指揮台		1組	330円		
	演壇		1組	1,100円	花台を含む。	
	司会台		1台	550円		
	姿見		1台	550円		
	譜面台		1本	110円		
	太鼓	90センチメートル×45センチメートル	1個	330円		

	コントラバス用椅子		1脚	220円	
	チェロ用椅子		1脚	220円	
	スモークマシン		1台	2,200円	スモーク液を含まない。
その他	シャワー室		1区画	1,100円	
	展示用パネル	2.4メートル×1.3メートル	1組	55円	
	講演用拡声機器		一式	1,650円	
	レーザーポインター		1個	1,100円	
	同時通訳装置		一式	22,000円	
	同時通訳仮設ブース		1室	3,850円	
	同時通訳レシーバー		1台	275円	

別表第2の表を次のように改める。

区 分	設 備 名	構造、性能等	単位	額	摘 要	
ホール 設備	大迫り		一式	7,700円		
	小迫り		一式	2,200円		
	スッポン迫り		一式	1,100円		
	オーケストラピット迫り	3分割	一式	7,700円		
	音響反射板		一式	8,800円	ダウンライトを含む。	
	平台		1枚	220円	足を含む。	
	所作台		一式	7,700円		
	金びょうぶ		1双	2,200円		
	銀びょうぶ		1双	2,200円		
	定式幕		1張	1,100円		
	しゃ幕		1張	1,100円		
	スクリーン		1基	2,200円		
	ひ毛せん		1枚	330円		
	長座布団		1枚	330円		
	地がすり	17メートル×5メートル	1枚	2,200円		
	演台		1組	1,100円	花台を含む。	
	議長演台		1組	1,100円	花台及び椅子を含む。	
	司会台		1台	550円		
	指揮台		1組	330円		
	譜面台		1本	110円		
	コントラバス椅子		1脚	110円		
	レーザーポインター		1個	1,100円		
	姿見		1台	550円		
	スモークマシン		1台	2,200円	スモーク液を含まない。	
	照明 設備	フットライト	60ワット×60灯	1列	770円	
		花道フットライト	60ワット×54灯	1列	330円	
		ローアホリゾントライト	300ワット×56灯	1列	2,200円	
アッパーホリゾントライト		300ワット×56灯	1列	2,750円		
ボーダーライト		200ワット×81灯	1列	1,430円		
トーマンタルライト		1,000ワット×6灯	1列	1,650円		

	フロントサイドライト	1,000ワット×6灯	1組	1,980円		
	第1シーリングライト	1,000ワット×6灯	1組	2,750円		
	第2シーリングライト	1,500ワット×6灯	1組	2,750円		
	スポットライト	1,500ワット	1台	495円		
		1,000ワット	1台	330円		
		500ワット	1台	220円		
		ハロゲンピンカッター 750ワット	1台	330円		
	ピンスポットライト	クセノン2,000ワット	1台	3,300円		
	ストリップライト	100ワット×4灯	1本	165円		
		100ワット×8灯	1本	330円		
	エフェクトスポット	1,000ワット	1本	550円		
	スライドキャリア	2連用	1台	550円		
	エフェクトマシン		1台	1,320円		
	スパイラルマシン		1台	1,320円		
	波のエフェクト		1台	1,100円		
	ミラーボール	丸型つり	1台	1,100円		
	ストロボスコープ		一式	1,100円		
	星球		一式	550円		
	持込み器具		1キロ ワット	220円		
音響 設備	拡声装置		一式	4,400円	マイクロホン 1本を含む。	
	録音再生機器		1台	3,300円		
	レコードプレーヤー		1台	1,650円		
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,200円		
	エレベーターマイクロホン装 置		1基	1,100円		
	マイクロホン	コンデンサー型	1本	1,100円		
		ダイナミック型	1本	660円		
	ワイヤレスマイクロホン		1本	2,200円		
	マイクロホンスタンド		1台	220円		
	効果用スピーカー	ハネ返り用	1台	660円		
持込み音響装置		一式	5,500円			
楽器	ピアノ	フルコン外国製	1台	16,500円	調律料を含ま ない。	
		フルコン日本製	1台	6,600円		
	太鼓		1台	1,100円		
映写 設備	液晶ビデオプロジェクター		一式	11,000円	可搬式	
その 他	浴室・シャワー		1回	1,100円		
その 他	練習 室	ピアノ	グランド日本製	1台	2,200円	
			アップライト日本製	1台	1,100円	
	譜面台		1本	110円		
	シャワー		1回	1,100円		
大集 会室	音響設備		一式	4,400円	マイクロホン を含まない。	

	マイクロホン	ダイナミック型	1本	660円	
	ワイヤレスマイクロホン		1本	2,200円	
	マイクロホンスタンド		1台	220円	
	ポータブルステージ		一式	2,200円	
	演台		1台	1,100円	
	金びょうぶ		1双	2,200円	
	つい立て		一式	1,100円	
	ひ毛せん		1枚	330円	
	展示パネル	照明器具付	1枚	110円	
各室 共通	音響設備		一式	1,100円	可搬式
	ビデオ再生装置		一式	2,200円	可搬式
	スクリーン		1台	330円	可搬式
	液晶ビデオプロジェクター		一式	4,400円	可搬式
	同時通訳装置		一式	22,000円	
	同時通訳仮設ブース		1室	3,850円	
	同時通訳レシーバー		1台	275円	

別表第3の表を次のように改める。

区分	設 備 名	構造、性能等	単位	額	摘 要	
舞台 設備	平台		1枚	220円	足を含む。	
	所作台		一式	7,700円		
	金びょうぶ		1双	2,200円		
	しゃ幕		1張	1,100円		
	スクリーン		1基	2,200円		
	ひ毛せん		1枚	330円		
	演台		1組	1,100円	花台を含む。	
	司会台		1台	550円		
	指揮台		1組	330円		
	譜面台		1本	110円		
	ピアノ		フルコン外国製	1台	16,500円	調律料を含まない。
			フルコン日本製	1台	6,600円	
コントラバス椅子		1脚	110円			
照明 設備	ローアホリゾントライト	200ワット×48灯	1列	1,650円		
	アッパーホリゾントライト	300ワット×36灯	1列	2,200円		
	ボーダーライト	200ワット×45灯	1列	1,100円		
	フロントサイドライト	1,000ワット×4灯	1組	1,100円		
	シーリングライト	1,000ワット×4灯	1組	1,100円		
	スポットライト		1,000ワット	1台	330円	
			500ワット	1台	220円	
			ハロゲンピンカッター1,000ワット	1台	550円	
	ピンスポットライト		ハロゲン1,000ワット	1台	880円	
			クセノン1,000ワット	1台	1,650円	
	エフェクトスポット	1,000ワット	1台	550円		
	スライドキャリア	2連用	1台	550円		
	エフェクトマシン		1台	1,320円		
波のエフェクト		1台	1,100円			

	ミラーボール		1台	880円	
	持込み器具	1キロワット又はその端数ごとに	1台	220円	
音響設備	拡声装置		一式	4,400円	マイクロホン1本を含む。
	録音再生機器		1台	3,300円	
	CDプレーヤー		1台	1,650円	
	つりマイクロホン装置	電動式3点づり	一式	2,200円	
	マイクロホン	コンデンサー型	1本	1,100円	
		ダイナミック型	1本	660円	
	ワイヤレスマイクロホン		1本	2,200円	
	マイクロホンスタンド		1台	220円	
	効果用スピーカー		1台	660円	
持込み音響装置		一式	5,500円		
その他	レーザーポインター		1個	1,100円	
	スクリーン		1台	330円	可搬式
	液晶ビデオプロジェクター		一式	4,400円	可搬式
	同時通訳装置		一式	22,000円	
	同時通訳仮設ブース		1室	3,850円	
	同時通訳レシーバー		1台	275円	

附 則

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の金沢市公報規則第8条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の購読（施行日前から施行日以後まで継続して購読する場合を含む。）に係る購読料について適用する。
- 第3条の規定による改正後の金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 第7条の規定による改正後のITビジネスプラザ武蔵条例施行規則別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 第8条の規定による改正後の金沢21世紀美術館条例施行規則別表第3及び別表第4の規定は、施行日以後の特別観覧及び使用に係る利用料金について適用する。
- 第9条の規定による改正後の金沢市芸術文化ホール条例施行規則別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用する。

金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市水道法施行条例施行規則（平成25年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び次項第2号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。))」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))」を加え、同条第2項第1号中「(昭和22年法律第26号)による」を「に基づく」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。))」を加え、「2年6箇月」を「2年6か月」に改め、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。))」を加え、「3年6箇月」を「3年6か月」に、「4年6箇月」を「4年6か月」に改め、

同項第5号中「又は水道環境」を削り、「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第2条第2項第5号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。		
-----------------------------	------------------------------	--	--

別表第4の1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）の項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同表シス-1,2-ジクロロエチレンの項中「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則（昭和39年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「体育会館の体育館及び会議室」を「別表に定める施設」に改める。

第4条第1項中「又は」を「、屋内交流広場又は」に改め、同条第4項中「2箇月」を「2か月」に改める。

別表中「第4条」を「第3条、第4条」に、

野球場	会議室		3時間以内	を
野球場	会議室		3時間以内	
屋内交流広場	多目的ゾーン	半面	3時間以内	に

改める。

附 則

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年4月7日）から施行する。

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例施行規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を第11条とする。

第7条中「第3章」を「第4章」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（特定金澤町家等に係る行為の届出）

第6条 条例第21条第1項又は第23条第1項の規定による届出は、特定金澤町家等に係る行為の届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（適用除外）

第7条 条例第21条第1項第1号及び第23条第1項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 金澤町家の通常望見できる外観を変更する範囲が当該外観の2分の1以下である場合（移築の場合を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

（金澤町家保全活用推進区域の指定）

第8条 市長は、金澤町家保全活用推進区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該金澤町家保全活用推進区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、関係区域の住民及び利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、金澤町家保全活用推進区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

特定金澤町家等に係る行為の届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住 所

氏 名

④

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例第21条第1項又は第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

金澤町家の所在地	
行為の着手予定日	年 月 日
金澤町家の種別	<input type="checkbox"/> 特定金澤町家 <input type="checkbox"/> 金澤町家保全活用推進区域内の金澤町家
行為の概要	
行為の理由	
現在の用途	
行為後の利用計画	
備 考	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自動車駐車場条例施行規則（平成2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自動車駐車場」を「金沢市役所・美術館駐車場」に改め、「(以下「利用者」という。)」を削り、「料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「利用者」を「金沢市役所・美術館駐車場を利用する者」に、「料金」を「使用料」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 金沢市役所・美術館駐車場に条例第9条第1項各号に規定する自動車を駐車させようとする者は、その旨を係員に申し出て、その指示に従わなければならない。

4 金沢市役所・美術館駐車場を利用する者で、駐車券を紛失したものは駐車券紛失届（様式第5号）を、受付券を紛失したものは受付券紛失届（様式第5号の2）を市長に提出し、係員の指示に従わなければならない。

第2条第5項及び第6項を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場（以下「駅東等駐車場」という。）を利用する者は、入場するときは駐車券発行機から駐車券を抜き取り、出場するときは料金精算機に当該駐車券を挿入して当該料金精算機に表示された駅東等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額を支払わなければならない。

2 駅東等駐車場を利用する者が、回数駐車券又はパーキングカードを利用する場合は、前項に規定する利用料金の額を当該回数駐車券又はパーキングカードにより精算するものとする。

3 駅東等駐車場を利用する者が定期駐車券を利用する場合は、第1項の規定にかかわらず、入場するときは駐車券発行機から駐車券を抜き取らずに定期駐車券を挿入して確認を受け、出場するときは料金精算機に当該定期駐車券を挿入して確認を受けるものとする。

4 前項に規定する定期駐車券による駐車は、駐車場所の指定や優先入場など、特別な取扱いをしないものとする。

5 駅東等駐車場に条例第10条の5第1項各号に規定する自動車を駐車させようとする者は、その旨を係員に申し出て、その指示に従わなければならない。

6 駅東等駐車場を利用する者で、駐車券を紛失したものは、駐車券紛失届を条例第16条第2項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出し、係員の指示に従わなければならない。

第4条第1項中「(様式第6号)」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第4項中「料金は」を「利用料金は」に、「別表」を「別表第3」に、「1箇月定期駐車券の料金（以下「1箇月定期駐車券料金」）を「1か月定期駐車券の利用料金（以下「1か月定期駐車券利用料金」）に改め、同条第5項中「による利用者」を「を利用する者」に改め、同条第7項及び第8項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第10条の3第1項」に改め、同条第2項中「き損し」を「毀損し」に改め、「(様式第7号)」を削り、「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条第1項中「第10条ただし書」を「第10条の6ただし書」に、「返還」を「還付」に改め、「(様式第8号)」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第10条ただし書」を「第10条の6ただし書」に、「返還する」を「還付する」に改め、同項第1号中「第10条第1号」を「第10条の6第1号」に、「1箇月定期駐車券料金」を「1か月定期駐車券利用料金」に改め、同項第2号中「第10条第2号」を「第10条の6第2号」に、「1箇月定期駐車券料金」を「1か月定期駐車券利用料金」に改め、同項第3号中「第10条第3号」を「第10条の6第3号」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条及び第8条第2号中「利用者」を「自動車駐車場を利用する者」に改める。

様式第1号その1を次のように改める。

その1 削除

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号から様式第4号まで 削除

様式第5号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「駐車券を」を「金沢市役所・美術館駐車場の駐車券を」に、「第3条の」を「第2条第4項の」に改める。

様式第5号の2中「第3条関係」を「第2条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「受付券を」を「金沢市役所・美術館駐車場の受付券を」に、「第3条の」を「第2条第4項の」に改める。

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第6号から様式第8号まで 削除

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市定住の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市定住の促進に関する条例施行規則（平成28年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4項第1号」を「第2条第5項第1号」に改める。

第3条中「第12条第1項」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「委員会の会議は、委員長が招集する。この」を「前項の」に、「取扱い」を「取扱い（審議の対象としない場合にあっては、その理由を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（運営上の留意事項）

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式中

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付 年 月 日
------------------	-------------------

を

※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受付	年	月	日	に
(意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記名 ・ 匿名					

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において消防長が定める日までの期間とする。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成31年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第二消防団の表浅野川分団の項中「38番までに限る。」を「37番までに限る。」 観音町1丁目（1番、5番及び6番に限る。） 観音町2丁目 観音町3丁目（2番から4番までに限る。）に改め、同金沢市第二消防団の表馬場分団の項中「38番」を「37番」に、「観音町3丁目」を「観音町1丁目（1番、5番及び6番を除く。） 観音町3丁目（2番から4番までを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則を廃止する規則

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則（昭和53年規則第59号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に雇用された高齢者（この規則による廃止前の金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する

る規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する高年齢者をいう。）であって、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項に規定する特定就職困難者コース助成金又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金（以下「国の助成金」という。）の支給の対象とされたものを、国の助成金の支給対象期間の満了後も引き続き雇用し、又は雇用していた事業主に対する当該高年齢者に係る高年齢者雇用奨励金の交付については、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

平成31年(2019年)3月29日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)3月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	